証券コード　7896
平成29年６月12日

株　主　各　位

岐阜県美濃加茂市牧野1006番地
セブン工業株式会社
代表取締役社長　田　　中　　太　　郎

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第58期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月28日（水曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年６月29日（木曜日）午前10時
２．場　　所　岐阜県美濃加茂市太田町2565番地の１
シティホテル美濃加茂　５階　黄心樹（おがたま）の間
（末尾の会場のご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　第58期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　株式併合の件
第３号議案　取締役８名選任の件
第４号議案　補欠監査役２名選任の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
　なお、株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.seven-gr.co.jp）に掲載させていただきます。

【工場見学会開催のご案内】

本株主総会終了後に、ご希望の方を対象とした工場見学会の実施を予定しております。当社の事業活動をより一層ご理解いただきたいと存じます。

お手数ではございますが、参加をご希望の方は、本株主総会当日に会場受付にて参加をご希望の旨お申し付けくださいますようお願い申し上げます。

ご見学いただく当社美濃加茂工場へは、当会場より車での移動となりますので、当社にて送迎いたします。所要時間は移動も含め２時間ほどのご予定となります。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府主導による経済対策や金融政策等により回復基調にある一方、中国をはじめとしたアジア諸国経済の失速や英国のＥＵ離脱、米国新政権移行に伴う余波など景気の先行きに影響を及ぼす懸案事象も存在し、不透明感が払拭できない経済環境が続きました。

当社が属する住宅関連業界は、消費税増税の先送りの影響が懸念されたものの、政府による需要促進策や最低水準の低金利を背景に新設住宅着工戸数は前年同月の着工戸数を上回る状況が続くなど堅調な市況で推移いたしました。

こうした事業環境のもと、当社におきましては「深化・真価・進化」をスローガンに当事業年度を新たなフェイズ「ＮＥＸＴ　ＳＴＡＧＥ」と位置付け、営業力の強化と生産性向上の更なる深耕、市場や社会に求められる新しい市場価値の創造に向けた新基軸となる商品の開発、サービスの提供に取り組んでまいりました。この変革をより確かなものに具現化すべく12月に大幅な組織再編を行い、将来の住宅着工の逓減期に備えた新たな事業展開および体制への再構築を図っております。

内装建材事業においては、アカシアなど新樹種による階段・カウンターおよびデザイン階段の拡充、賃貸ユーザーに対するユニット階段や省施工階段の拡販、シート階段の更なる増強などに取り組んでまいりました。年度前半は重要な資材仕入先におけるトラブルにより、主力製品の一部において生産に支障を来したことに加え、この影響による新規受注の先送りや為替の急激な変動による在庫評価の影響等もありましたが、第２四半期以降はこうした事態も沈静化し、続く第３四半期以降においては階段、カウンター等主力製品を中心に前述の施策等が奏功し受注は好調に推移いたしました。また、住宅トレンドの変化により市場が縮小傾向にある和風造作材等の製品群に対し、改めて需要の掘り起こしや生産性向上に努めたことも業績向上に寄与し、堅調な事業運営となりました。

木構造建材事業においては、かねてから集中的に行ってきた地場ビルダーへの営業強化の取り組みを推進し、幅広い物件に対応可能なプレカット技術を前面に分譲系住宅会社の新規開拓等受注拡大に努めました。工場運営に関しては徹底した在庫削減など抜本的な在庫管理体制の見直しを進め、保管コストの低減および配送効率の向上に傾注するとともに生産リードタイムの短縮に資する取り組みに着手いたしました。こうした施策に加え、ベトナムのＣＡＤセンターの操業が軌

道に乗ってきたことから受注対応の拡大が可能となり、主力であるプレカット事業が好調を維持し当事業部門全体の業績を牽引いたしました。また、ツーバイフォーパネルについて軸組パネルの展開など新規の取り組みに係る整備と更なる生産性向上に努めた結果、パネル事業の販路拡大、収益性改善が図られ両主力事業いずれも好調に推移いたしました。

このような結果、当事業年度の売上高は135億18百万円と前事業年度と比較し、9億60百万円（7.7%）の増収となりました。

セグメント別の売上状況は次のとおりであります。

事業別	売上高 百万円	構成比 %
内装建材事業	8,048	59.5
木構造建材事業	5,458	40.4
その他	10	0.1
合計	13,518	100.0

利益面については、営業利益3億54百万円と前事業年度と比較し1億77百万円（100.4%）の増益、経常利益は3億26百万円と前事業年度と比較し1億88百万円（136.7%）の増益、当期純利益は、特別損失に減損損失34百万円等を計上したものの、2億66百万円と前事業年度と比較し1億40百万円（111.3%）の増益となりました。

剰余金の配当につきましては、今後の業績、財務状況など総合的に勘案し、１株につき２円の期末配当の実施を株主総会にお諮りさせていただくこととしました。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は、1億96百万円であります。

その主なものは木構造建材事業のプレカット加工設備（合理化）および内装建材事業、木構造建材事業の工場環境改善等であります。

(3) 資金調達の状況

上記の設備投資資金および運転資金として、長期借入金6億円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

わが国経済の見通しにつきましては、企業業績の改善を受けて緩やかな回復基調が続くものと予測される一方、米国新政権における動向や英国のＥＵ離脱、中国をはじめとしたアジア諸国経済の失速など世界経済の影響もあり予断を許さない経済環境が続くものと予想されます。

住宅関連市場においては政策の後押しや低金利を背景に引き続き堅調な市況が見込まれるものの、活況を呈した当事業年度と比較し住宅着工戸数は漸減の傾向を辿ることが予測されます。

こうしたなか、今後迎えるであろう需要縮小期に備え、事業の方向性を「集中と選択」の観点から検証すると同時に収益力向上に資する施策を講じてまいります。昨年12月に実施した大幅な組織再編下の体制のもと「変化」と「連携」をキーワードに新しい価値、顧客満足の創造に向けた事業構築とあらゆる角度において事業運営の変革を促進するとともに内装建材事業および木構造建材事業それぞれの卓越性の発揮と二つの事業の融合によるシナジーの追求を進めてまいります。

内装建材事業につきましては、製造、営業、開発が一体となった組織体制のもと営業力の強化、新機軸の商品開発・サービスの提供に取り組んでまいります。具体的にはかつて施工性の課題で断念したマンション向けのカウンターについて改めて品質改善を図ることでこの市場に向けた再チャレンジを行うとともに集合住宅向けの内装建材の販売拡大に努めます。また、他社建材メーカーとタイアップし、トータル化を図る製品のコラボ展開の企画提案など新たな販売戦略を推進いたします。主力製品である階段については収納・デザイン階段の企画開発、省施工を極めた完全プレカット階段の量産化、階段周辺部材の充実化など階段事業の拡充を加速化させます。既存商品に対しても当社が強みを発揮できる塗装仕様品のグレードアップ、銘木商品の展開などバージョンアップを図り自社製品ブランド力の強化を進めてまいります。

木構造建材事業につきましては、プレカット、ツーバイフォーパネル、建て方、非住宅分野、国産材活用まで幅広く対応する総合プレカット事業の構築に向けて事業基盤の強化、拡充に努めます。特に非住宅分野への展開に関しては、８月に導入予定の大型汎用加工設備の稼働により大規模・中規模物件に係る部材加工の自社生産が可能となり加工量の増大に加え、外注費用の削減や工程の合理化を見込むなど収益力の向上を図ります。また、設備投資による生産体制の拡充に合わせ建装事業の営業力増強による受注拡大と販売ルートの開拓を図るなど非住宅分野事業への本格参入に向けた布石を着実に講じてまいります。工場の運営に関しては、当事業年度に着手した生産リードタイムの短縮に資する施策を実行し、在庫の大幅な削減、工程間の徹底したムダ排除、原価低減等生産性向上のみならず顧客対応力強化に繋げる位置付けとして取り組んでまいります。ベトナムのＣＡＤセンターに関して、資本参加により現地法人との合弁会社が正式にスタートすることになり、これまで以上に活用の幅を広げると同時に連携を強化し更なる受注対応力の強化とコストダウンに努めます。プレカット、ツーバイフォーパネルの主力事業については、引き続き受注拡大に邁進し操業度を高め、季節的な要因に左右されない加工量の安定化を図るとともに軸組みパネルの展開など新たな取り組みも併せ既存事業の基盤強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区　分	第 55 期 (26／３月期)	第 56 期 (27／３月期)	第 57 期 (28／３月期)	第 58 期 (29／３月期) (当事業年度)
売上高(百万円)	13,092	13,018	12,557	13,518
当期純利益(百万円)	286	110	126	266
１株当たり当期純利益　(円)	19.21	7.41	8.46	17.89
総資産(百万円)	11,553	11,643	11,308	11,134
純資産(百万円)	5,401	5,491	5,617	5,838

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
２．当事業年度につきましては、前記「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

③ 重要な企業結合等の状況
住友商事株式会社は、当社の議決権を20.6%所有しており、当社は住友商事株式会社の持分法適用の関連会社であります。人的な関係につきましては、役員として取締役３名（常勤１名、非常勤２名）が当社に派遣されております。
当社は住友商事株式会社から原材料を仕入れております。

(7) 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

当社は、集成材等を使用した住宅部材を品目別に生産販売しているほか、不動産の賃貸管理を行っております。
なお、当社の各事業内容は以下のとおりであります。

事業	内容
内装建材事業	内装部材　(階段・手摺・カウンター・和風造作材・框・洋風造作材)
木構造建材事業	構造部材　(プレカット加工材・住宅パネル) ・施設建築
その他	賃貸事業　(不動産の賃貸管理)

(注)　賃貸事業については、当社が不動産の賃貸を行うほか、子会社SEVEN GUAM CO.,LTD.も不動産の賃貸事業を行っております。

(8) 主要な営業所および工場（平成29年３月31日現在）

本社	岐阜県美濃加茂市牧野1006番地	
営業所	東京営業所	東京都中野区
	中部営業所	岐阜県美濃加茂市
	大阪営業所	大阪府東大阪市
工場および資材物流センター	七宗第一工場	岐阜県加茂郡七宗町
	七宗第二工場	岐阜県加茂郡七宗町
	七宗第三工場	岐阜県加茂郡七宗町
	美濃加茂第一工場	岐阜県美濃加茂市
	美濃加茂第二工場	岐阜県美濃加茂市
	美濃加茂第三工場	岐阜県美濃加茂市
	美濃加茂第四工場	岐阜県美濃加茂市
	白川工場	岐阜県加茂郡白川町
	神渕工場	岐阜県加茂郡七宗町
	資材物流センター	岐阜県美濃加茂市

(9) 従業員の状況（平成29年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
388名（75名）	9名減（7名増）	40.9歳	15.1年

（注） 従業員数は就業人員であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（平成29年３月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
株式会社三井住友銀行	801
株式会社十六銀行	375
株式会社大垣共立銀行	374
三井住友信託銀行株式会社	246

２．会社の株式に関する事項（平成29年３月31日現在）

株式の状況

①　発行可能株式総数　　39,821,000株

②　発行済株式の総数　　15,577,500株　（自己株式681,501株を含む）

③　株主数　　1,436名

④　大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
住友商事株式会社	3,044	20.44
都築木材株式会社	2,363	15.87
西垣林業株式会社	2,068	13.88
セブン工業社員持株会	491	3.30
杉山榮弘	227	1.53
楽天証券株式会社	179	1.20
松井証券株式会社	135	0.91
原田義久	128	0.86
株式会社レオパレス２１	108	0.73
戸田佳男	103	0.69

（注）１．当社は、自己株式を681,501株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

２．持株比率は自己株式681,501株を控除して計算しております。

３．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成29年３月31日現在）

氏　　名	地　　位	担当および重要な兼職の状況
都　築　寛　明	取　締　役　会　長	都築木材株式会社　代表取締役社長
田　中　太　郎	代表取締役社長	
梅　村　誠　司	常　務　取　締　役	内　装　建　材　事　業　本　部　長
横　井　　勝	取　　締　　役	木　構　造　建　材　事　業　本　部　長
阿　部　正　義	取　　締　　役	管　　理　　本　　部　　長
高　光　克　典	取　　締　　役	住　友　商　事　株　式　会　社 生活資材・不動産本部長補佐 兼　生　活　資　材　事　業　推　進　部　長
山　北　耕　介	取　　締　　役	住　友　商　事　株　式　会　社 生活資材・不動産本部　木材資源事業部長
西　垣　貴　文	取　　締　　役	西垣林業株式会社　代表取締役専務
近　藤　辰　彦	常　勤　監　査　役	
串　田　正　克	監　　査　　役	弁護士　串田法律事務所代表 佐藤食品工業株式会社　監査役
稲　越　千　束	監　　査　　役	公　　認　　会　　計　　士 公認会計士稲越千束事務所代表 名糖産業株式会社　監査役

（注）１．取締役高光克典および西垣貴文の両氏は、社外取締役であります。

２．監査役串田正克および稲越千束の両氏は、社外監査役であります。

３．当社は社外取締役高光克典および西垣貴文の両氏ならびに社外監査役串田正克氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

４．社外監査役稲越千束氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

５．当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。

(1)　平成28年６月24日開催の第57期定時株主総会において、都築寛明および田中太郎ならびに西垣貴文の各氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。

(2)　平成28年６月24日開催の第57期定時株主総会において、近藤辰彦氏は新たに監査役に選任され、就任いたしました。

(3)　平成28年６月24日開催の第57期定時株主総会の終結の時をもって、永吉喜昭氏は取締役を辞任いたしました。

(4)　平成28年６月24日開催の第57期定時株主総会の終結の時をもって、大山雄三氏は任期満了により監査役を退任いたしました。

(5)　当事業年度中における取締役の地位・担当の異動

氏　名	異　動　後	異　動　前	異動年月日
田　中　太　郎	代表取締役社長	代表取締役社長 営業本部長	平成28年12月１日
梅　村　誠　司	常務取締役 内装建材事業本部長	常務取締役 製造本部長	平成28年12月１日
横　井　　勝	取締役 木構造建材事業本部長	取締役 製造本部副本部長	平成28年12月１日
阿　部　正　義	取締役 管理本部長	取締役 管理本部長兼経理部長	平成28年12月１日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）および監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

①　当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	9名 (2)	61百万円 (2)
監査役 （うち社外監査役）	4名 (3)	19百万円 (11)
合　計	13名	80百万円

（注）１．上記の支給人員には、平成28年６月24日開催の第57期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役１名および監査役１名を含んでおります。

２．上記支給額には、次のものが含まれております。

役員退職慰労引当金繰入額

取締役	８名	7百万円
（うち社外取締役	２名	0百万円）
監査役	３名	1百万円
（うち社外監査役	２名	0百万円）

３．上記支給額には、次のものが含まれておりません。
平成28年６月24日開催の第57期定時株主総会決議により支給した退任役員に対する慰労金

取締役	１名	25百万円
（うち社外取締役	－名	－百万円）
監査役	１名	3百万円
（うち社外監査役	１名	3百万円）

この金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金28百万円が含まれております。

② 社外役員が当社親会社または当社親会社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役高光克典氏は住友商事株式会社の生活資材・不動産本部長補佐 兼 生活資材事業推進部長であります。当社は住友商事株式会社の持分法適用の関連会社であり、原材料の仕入をしております。

取締役西垣貴文氏は西垣林業株式会社の代表取締役専務であります。当社は西垣林業株式会社に製品の販売をしております。

監査役串田正克氏は串田法律事務所の代表を兼務しておりますが、兼職先と当社との間には重要な取引その他関係はありません。

監査役稲越千束氏は公認会計士稲越千束事務所の代表を兼務しておりますが、兼職先と当社との間に重要な取引その他関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役串田正克氏は佐藤食品工業株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、兼職先と当社との間には重要な取引その他関係はありません。

監査役稲越千束氏は名糖産業株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、兼職先と当社との間に重要な取引その他関係はありません。

③ 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係について
該当事項はありません。

④　当事業年度における主な活動状況

氏　　名	地　位	主　な　活　動　内　容
高　光　克　典	取　締　役	当事業年度開催の取締役会19回のうち17回に出席いたしました。主に独立的な見地から当社の経営全般に対し意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。
西　垣　貴　文	取　締　役	取締役就任後に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。主に独立的な見地から当社の経営全般に対し意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。
串　田　正　克	監　査　役	当事業年度開催の取締役会19回のうち17回、監査役会は14回全てに出席いたしました。取締役会および監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から法令遵守全般について助言・提言を行っております。
稲　越　千　束	監　査　役	当事業年度開催の取締役会19回のうち18回、監査役会は14回のうち13回に出席いたしました。取締役会および監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地から財務、会計に関する助言・提言を行っております。

4．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
	百万円
1．当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	24
2．当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記1．の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の進行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠等を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項に基づき、相当の事由が生じた場合には監査役全員の同意により会計監査人を解任し、また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査役会が当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内定を決定し、これを株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

５．会社の体制および方針

(1) 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 社是「真実と努力」、「行持報恩」を基本理念とし、社是に基づく真実性、公正・透明性を基本とした「行動規範」、「行動指針」を定め、役職員全員がこれを遵守すべく継続的な研修を行う。

【運用状況】

社是および行動規範、行動指針をまとめた「行動手帳」を全社員に配布するとともにイントラネットに掲載するなど周知を図っている。社是については掲示だけでなく全社集会、各部署における朝礼等において唱和し、常に意識向上を図っている。新入社員には入社前教育において、内容を説明し周知および啓蒙を行っている。

② 企業倫理委員会を組織し、取締役がその委員長を務め、法令・社会規範遵守の啓蒙活動のほか、同委員会および弁護士を相談窓口とする社内通報制度の利用を促進し、コンプライアンス違反、その他の問題に関する事実の早期発見に努めるとともに不正行為の原因追及と再発防止策の策定を行うなど法令遵守の徹底化を図る。

【運用状況】

企業倫理委員会は年２回開催しており、発生事案または懸念事項について協議または報告を行っている。重要事案が生じた場合は、適宜、委員会を開催することとしており、事案に応じて再発防止策を検討するとともに関係者の処分が必要と認めた場合は賞罰委員会に上程し審議している。

③ インターナルコントロール委員会を組織し、各部が行う業務管理の点検および改善事項の抽出に基づき、改善策の検証、実施に関する支援を行い業務品質の向上を図る。

【運用状況】

インターナルコントロール委員会は年３回開催しており、会計監査人、内部監査室からの指摘事項の改善に関し、販売・購買・帳簿等の分科会である各プロセス委員会へ提案し業務の有効性・効率性に係る活動を推進している。

④ 金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置付け、組織の業務全体に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用および評価を行う。

【運用状況】

整備については、プロセスオーナー制度を採用し販売、購買、帳簿在庫プロセスを中心に実施している。活動の内容は各フローチャートの見直し、また内部・外部監査からの指摘事項について重要性の高いものから整備を実施している。当事業年度は内部監査室の監査結果において財務報告に影響する事案はないと評価されている。

⑤　市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は行わない。事案については管理部を対応部署として定めるとともに、これら勢力、団体からの介入を防止するため警察当局、暴力追放推進センター、弁護士等との緊密な連携を確保する。

【運用状況】

岐阜県企業防衛対策協議会への参加などを通じて、警察や暴力追放センターなど関係機関との連携を深めているとともに、同協議会での内容について社内に周知している。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

①　情報管理、文書管理に関する規程に基づき、各種の文書、帳票類等について適切に保存、管理する。また、株主総会をはじめ重要会議の議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役および監査役が常時閲覧することができる管理体制を維持する。

【運用状況】

情報管理基本規程および文書管理規程ならびに品質システムに基づくマニュアルにより文書管理を行っている。重要会議の議事録等に関しては保管場所が決められており、これらの書類に関する閲覧権限のある者については常時閲覧が可能である。

②　機密情報、内部情報については、内部情報管理に関する規程に定めた基準に基づき適切に管理する。

【運用状況】

情報管理基本規程や情報セキュリティに関する諸規程、マニュアルを整備し、システムによるセキュリティ対策を実施している。職務上知り得た機密情報をもとに内部者取引が行われないよう内部者取引管理規程によりルールを定めている。内部者取引防止については、管理部が中心となり研修会等への参加やポスターの掲示など啓蒙活動を行っている。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理委員会を組織し、総合的なリスク管理の方針と手法を明文化し、重大なリスクの発現に備え、社員のとるべき行動を定め周知する。

【運用状況】

リスク管理委員会は災害リスクに関するＢＣＰの見直しを行うための打合せを継続的に実施している。また、優先的に対応すべき全般リスクに関しリスクの洗い出し、ランク評価、重大リスクの選定、対策の分析等を継続的に実施している。

② 各部署は、リスク管理規程に基づきそれぞれの所管業務に係るマニュアル、作業手順書などを整備し実施する。

【運用状況】

損失発生が見込まれる事象の発生またはそれが予見できた場合、稟議申請等により事態の内容および対策等の報告がなされ、その内容を検証したうえでリスク管理規程に則りマニュアルや手順書の改定等に繋げている。

③ 安全衛生管理に関するマニュアルを整備し、定期的に社員教育等を行う。

【運用状況】

安全に対する意識付けは安全衛生委員会の活動や同委員会における協議内容を元に各部門において適宜適切に指導が行われている。また社長をはじめ役員が定期的に工場巡視を行い様々な指摘がなされ、作業改善はもとより必要に応じて規程およびマニュアル、手順書の改定を行っている。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の人数は、取締役会において十分な議論を尽くし、迅速かつ合理的な意思決定を行うことができる範囲とする。

【運用状況】

現状、取締役は常勤４名、非常勤４名（うち社外取締役２名）の体制としており、構成および員数ともに取締役会が迅速かつ合理的に意思決定できる体制となっている。

② 取締役会のほか経営会議を原則月２回開催し、重要案件の討議と業務に関する報告を行う。

【運用状況】

経営会議を毎月２回開催している。欠席の役員に対しては議事録を送付し情報の共有を図っている。

③ 取締役会への付議については取締役会規則に基づき行う。

【運用状況】

取締役会の運営は規則に基づいて適正に行っている。

(5) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 内部統制に関する規程の整備を行うとともに業務の適正化と効率化を推進する。

【運用状況】

内部統制規程、財務報告に係る内部統制の整備・運用および評価の基本方針書、内部統制評価マニュアルは適宜改定を行っている。また各部門の業務改編に応じてフローチャートを改定し業務の適正化と監査の効率性を推進している。諸規程については、業務分掌規程や職務権限規程など内部統制上重要な規程は必要に応じて改定作業を行っている。

② 当社の経営理念、行動指針を子会社の全役職員が共有し、順法意識の醸成を図る。

③ 関係会社管理規程を整備し、子会社の適切な管理を行うとともに子会社における内部統制を推進し業務の効率性および適正性を確保する施策を講ずる。

④ 子会社の役員等に対し定期的なモニタリングを実施し必要な助言、支援を行う。

【運用状況】②～④

子会社の実態に照らし現状においては綿密な対応は必要としないものの、当社の内部統制に基づいた管理体制のもと運用している。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な人員を配置する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人を置いた場合には、当該使用人の任命、解任、人事評価、人事異動等については監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

(8) 監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要な知識、能力を有した使用人を選任し、監査役の指揮命令のもとに従事する組織、体制に帰属する。

【運用状況】(6)～(8)

現状、監査役の職務を補助する使用人は置いていないが、監査役から要請があった場合は適正に対応する。

(9) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役会その他の重要な会議への出席を監査役に要請する。

【運用状況】

監査役に対し事前に重要な諸会議の開催通知がなされている。なお、会議の出欠席を問わず議事録を配布している。

② 取締役および使用人は当社または子会社における業務または財務に重大な影響を及ぼす事項について、遅滞なく監査役に報告する。

【運用状況】

重要な事項については、社長への報告と同時に遅滞なく監査役に報告がなされる体制ができている。

③ 監査役は何時でも必要に応じて取締役および使用人に報告を求めることができる。また、必要な文書については、常時閲覧することができる。

【運用状況】

重要な会議について監査役の出席を求めるとともに、諸会議の議事録を送付している。また、稟議書も全て常勤監査役に回付しているほか、必要に応じて報告、説明を行っている。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度の運用に準じ、報告者に不利益がないことを保証する。

【運用状況】

適正に運用されている。なお、当事業年度においては内部通報制度が利用された実績はない。

(11) 監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行に対して費用の前払請求またはその他の当該職務の執行について生ずる費用の請求があった場合は、当該請求に係る費用または債務が当該

監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、いかなる場合も請求に応ずる。

【運用状況】

監査役の職務の執行について生じる費用については全ての請求に応じている。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役社長は定期的に監査役と情報交換を行うとともに、取締役および使用人は定期的な監査役のヒアリングを通じ、職務執行状況を監査役に報告する。

【運用状況】

取締役社長は年２回、監査役（会）との会合を実施している。また、取締役および使用人は監査や諸会議を通じて監査役に対し必要な説明、報告を行っている。

② 内部監査室は、内部監査の計画および結果について定期的に情報交換を行うなど、効率的な監査役監査に資するよう、監査役と緊密な連携を図る。

【運用状況】

監査計画に基づき全部門に対する業務監査は監査役と内部監査室と共同で実施されている。また、内部監査室が作成する監査実施報告書は定期的に社長に提出すると同時に監査役に提出されている。

③ 監査役は、会計監査人との定期的な打ち合わせを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るとともに、会計監査人の監査講評会への出席、在庫等たな卸資産監査への立会い等を行い、監査役の監査活動の効率化と質的向上を図る。

【運用状況】

監査役(会）は会計監査人との定期会合（監査計画、監査報告）を実施している。監査役は会計監査人が行う社長ヒアリングに出席しているほか、会計監査人が行う講評会の出席、実地たな卸の立会いへの同行等を行い密に連携を図っている。

④ 監査役はその職務を適切に遂行するために、関係会社の監査役等との情報連絡会を行うなど、関係会社の監査役等との意思疎通および情報の交換を図る。

【運用状況】

新たな関係会社への出資に伴い、当該関係会社との実務的な連携に着手している。

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**6,326**	**流動負債**	**3,743**
現金及び預金	740	支払手形	668
受取手形	1,069	電子記録債務	706
電子記録債権	421	買掛金	830
売掛金	2,658	短期借入金	350
製品	230	一年内返済予定長期借入金	599
仕掛品	300	未払金	162
原材料及び貯蔵品	695	未払費用	101
繰延税金資産	90	未払法人税等	49
未収入金	100	前受金	0
その他の流動資産	25	預り金	32
貸倒引当金	△5	賞与引当金	135
固定資産	**4,807**	設備関係支払手形	1
有形固定資産	**4,466**	設備関係未払金	4
建物	945	その他の流動負債	102
構築物	65	**固定負債**	**1,552**
機械及び装置	444	長期借入金	1,460
車両運搬具	4	役員退職慰労引当金	33
工具器具及び備品	11	繰延税金負債	17
土地	2,876	資産除去債務	2
リース資産	37	その他の固定負債	37
建設仮勘定	69	**負債合計**	**5,295**
山林	11	**純資産の部**	
無形固定資産	**125**	**株主資本**	**5,837**
ソフトウェア	74	**資本金**	**2,473**
その他の無形固定資産	50	**資本剰余金**	**2,675**
投資その他の資産	**215**	資本準備金	2,675
投資有価証券	4	**利益剰余金**	**930**
関係会社株式	47	その他利益剰余金	930
出資金	0	圧縮記帳積立金	3
前払年金費用	90	繰越利益剰余金	927
会員権	3	**自己株式**	**△241**
その他の投資その他の資産	69	**評価・換算差額等**	**0**
		その他有価証券評価差額金	**0**
		純資産合計	**5,838**
資産合計	**11,134**	**負債及び純資産合計**	**11,134**

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		13,518
売上原価		11,430
売上総利益		2,087
販売費及び一般管理費		1,733
営業利益		354
営業外収益		
受取利息及び配当金	0	
受取手数料	3	
その他の営業外収益	5	8
営業外費用		
支払利息	22	
売上割引	11	
その他の営業外費用	2	35
経常利益		326
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
会員権売却損	1	
保険解約損	4	
ＰＣＢ処理費用	1	
減損損失	34	42
税引前当期純利益		285
法人税、住民税及び事業税	34	
法人税等調整額	△15	18
当期純利益		266

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,473	2,675	2,675	3	705	708
当期変動額						
剰余金の配当					△44	△44
圧縮記帳積立金の取崩				△0	0	－
当期純利益					266	266
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	△0	221	221
当期末残高	2,473	2,675	2,675	3	927	930

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△241	5,616	0	0	5,617
当期変動額					
剰余金の配当		△44			△44
圧縮記帳積立金の取崩		－			－
当期純利益		266			266
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	221	△0	△0	221
当期末残高	△241	5,837	0	0	5,838

［個 別 注 記 表］

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式		移動平均法による原価法
その他有価証券	時価のあるもの	事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
	時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品	総平均法による原価法（ただし、構造部材については個別法による原価法）（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）
原材料	総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）
貯蔵品	最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）	
建物（建物附属設備を除く）	定額法
その他の有形固定資産	定率法 ただし、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　７年～41年 機械及び装置　８年
無形固定資産（リース資産を除く）	定額法 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法
リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与の支給に充てるため、賞与の支給規程による支給対象期間に対応する支給見込額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

役員退職慰労引当金　役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　6,356百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	30百万円
短期金銭債務	82

(3) 当座借越契約

当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行４行と当座借越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座借越極度額	2,400百万円
借入実行残高	350
差引額	2,050

４．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	254百万円
仕入高	746
その他の営業取引高	9

５．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	15,577千株	－千株	－千株	15,577千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	678千株	3千株	－千株	681千株

(注)　自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年６月24日定時株主総会	普通株式	29百万円	2円	平成28年３月31日	平成28年６月27日
平成28年10月31日取締役会	普通株式	14百万円	1円	平成28年９月30日	平成28年12月１日

②　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年６月29日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	29百万円	2円	平成29年３月31日	平成29年６月30日

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社は資金収支計画に照らして、設備投資資金及び運転資金を銀行借入により調達しております。

②　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、債権管理規程に従い、各事業部門において、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の財務状況等を年度ごとに把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、管理部において定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握する体制としております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、そのほとんどが６ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金は、主に設備投資資金及び運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後７年であります。

③　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	740	740	－
(2) 受取手形	1,069	1,069	－
(3) 電子記録債権	421	421	－
(4) 売掛金	2,658	2,658	－
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	4	4	－
資産計	4,894	4,894	－
(1) 支払手形	668	668	－
(2) 電子記録債務	706	706	－
(3) 買掛金	830	830	－
(4) 短期借入金	350	350	－
(5) 長期借入金（※１）	2,060	2,059	△0
負債計	4,615	4,615	△0

（※１）１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。また保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、以下のとおりであります。

その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3	4	1
	合計	3	4	1

負　債

(1) 支払手形、(2) 電子記録債務、(3) 買掛金、(4) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2．非上場株式（貸借対照表計上額47百万円）は、市場性がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産 (5) 投資有価証券」には含めておりません。

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、未払事業税及び繰越欠損金などであり、繰延税金負債の発生の主な原因は前払年金費用などであります。

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度に適用しております。

8．持分法損益等に関する注記

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

9．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　391円95銭

(2) １株当たり当期純利益　17円89銭

10. 記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月15日

セブン工業株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　松　本　千　佳　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　村　井　達　久　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、セブン工業株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び有限責任あずさ監査法人から受けております。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月15日

セブン工業株式会社　監査役会

常勤監査役　近　藤　辰　彦　㊞

社外監査役　串　田　正　克　㊞

社外監査役　稲　越　千　束　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金２円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は 29,791,998円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月30日

第２号議案　株式併合の件

１.提案の理由

全国証券取引所は、投資家の利便性向上を目的として、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を進めており、その期限を平成30年（2018年）10月１日と定めております。当社は、上場会社としてこの趣旨を踏まえ、会社法第195条の定めに従い、平成29年５月16日開催の取締役会において、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更する旨決議いたしました。

これに伴い、単元株式数が100株となった後も当社株式の売買単位あたりの価格水準を維持するとともに、議決権数に変更が生じることがないよう当社株式について下記のとおり、株式併合を行うものであります。併せまして、発行可能株式総数についてもこれと同じ割合で現行の39,821,000株を3,982,100株に変更いたします。

なお、上記単元株式数の変更は、本議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成29年10月１日をもって、その効力が生ずることとしております。

２.併合の割合

当社株式について、10株を１株に併合いたします。

なお、株式併合の結果、その所有株式の数に１株に満たない端数が生じる株主様に対しましては、会社法の定めに従い、当社がこれを一括して処分し、その処分代金を端数の割合に応じて交付いたします。

３.株式併合がその効力を生ずる日（効力発生日）
平成29年10月１日

４.効力発生日における発行可能株式総数
3,982,100株
なお、株式併合を行うことにより、会社法第182条第２項の定めに基づき、その効力発生日に、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

【ご参考】

１.定款変更について

本議案が原案どおり承認可決された場合には、平成29年10月１日をもって、当社定款の一部が次のとおり変更されます。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（発行可能株式総数） 第6条 当会社の発行可能株式総数は、39,821,000株とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当会社の発行可能株式総数は、3,982,100株とする。
（単元株式数） 第8条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。	（単元株式数） 第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

２.株式併合に関するＱ＆Ａ

Ｑ１　単元株式数の変更とはどのようなことですか。

Ａ１　単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。
今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Ｑ２　株式併合とはどのようなことですか。

Ａ２　株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、10株を１株に併合いたします。

Ｑ３　単元株式数の変更と株式併合の目的を教えてください。

Ａ３　株式会社東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させ、日本の証券市場の国際競争力の向上などを目指して、全ての国内上場会社の売買単位を100株に統一することを目標としています。

当社は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、証券取引所が望ましいとしている投資単位（５万円以上50万円未満）の水準にするとともに、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権数に変更が生じることがないよう、株式併合（10株を１株に併合）を実施いたします。

Ｑ４　株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

Ａ４　株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様がご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様がご所有の当社株式数は株式併合前の10分の１となりますが、逆に１株当たりの純資産額は株式併合前の10倍となるからです。

また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の10倍となります。

【株式併合前後での株式数・資産価値のイメージ（株式市場の動向等の他の要因を除く）】

株式併合前				株式併合後		
株式数	1株当たり純資産額	資産価値	⇒	株式数	1株当たり純資産額	資産価値
1,000株	391円	391,000円		100株	3,910円	391,000円

Ｑ５　受け取る配当金額はどうなるのでしょうか。

Ａ５　株主様が所有する当社株式数は株式併合により10分の１となりますが、株式併合の効力発生日後に、併合割合（10株を１株に併合）を勘案して１株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績連動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（１株に満たない株式）につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Ｑ６　端数株式が生じないようにする方法はありますか。

Ａ６　株式併合の効力発生前に、単元未満の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。

具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を開設されていない場合は当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Ｑ７　株式併合後も単元未満株式が生じます。買取りをしてもらえますか。

Ａ７　株式併合後においても、単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。
具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を開設されていない場合は当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Ｑ８　株主の所有株式や議決権はどのようになるのでしょうか。

Ａ８　株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年９月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の１を乗じた株式数（１株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき１個となります。
具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

株式併合前				株式併合後		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端株株式相当分
例１	3,000株	3個	⇒	300株	3個	なし
例２	1,500株	1個		150株	1個	なし
例３	755株	なし		75株	なし	0.5株
例４	9株	なし		なし	なし	0.9株

・例２および例３では単元未満株式（効力発生後において、例２は50株、例３は75株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取制度がご利用できます。
・例３および例４において発生する端数株式相当分（例３は0.5株、例４は0.9株）につきましては、当社が一括して売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。
・例４においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。何とぞ、ご理解を賜りたいと存じます。

Ｑ９　株主は何か手続きをしなければならないのですか。

Ａ９　特に必要なお手続きはございません。

第３号議案　取締役８名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（８名）が任期満了となりますので、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	つづき　ひろあき 都築寛明 (昭和29年９月21日生)	昭和53年４月　都築木材株式会社入社 昭和60年４月　同社取締役 平成５年５月　同社代表取締役副社長 平成24年４月　同社代表取締役社長（現任） 平成28年６月　当社取締役会長（現任）	－
2	たなか　たろう 田中太郎 (昭和41年６月４日生)	平成２年４月　住友商事株式会社入社 平成19年５月　同社生活資材本部木材資源事業部長付 平成24年１月　当社へ出向　顧問 平成24年４月　当社総務部長 平成24年６月　当社取締役管理本部長・総務部長 平成27年６月　当社取締役退任 住友商事株式会社生活資材・不動産本部木材資源事業部長付 平成28年６月　当社代表取締役社長・営業本部長 平成28年12月　当社代表取締役社長（現任）	－
3	うめむらせいじ 梅村誠司 (昭和31年２月６日生)	昭和53年３月　当社入社 平成11年４月　当社技術部長 平成14年10月　当社商品企画開発部長 平成16年４月　当社化粧建材部長 平成20年４月　当社製造本部副本部長・積層建材部長 平成21年６月　当社取締役製造本部副本部長・積層建材部長 平成22年６月　当社取締役製造本部副本部長・積層建材部長・製造業務部長 平成22年11月　当社取締役製造本部副本部長・積層建材部長・製造業務部長・生産管理部長 平成23年１月　当社取締役製造本部長・製造業務部長・生産管理部長 平成25年６月　当社常務取締役製造本部長・製造業務部長 平成25年10月　当社常務取締役製造本部長 平成28年12月　当社常務取締役内装建材事業本部長（現任）	39,210株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	横井 勝 （昭和35年11月7日生）	平成14年10月 当社入社 当社関西営業部長 平成17年１月 当社西日本営業部長 平成19年４月 当社プレカット部長 平成21年４月 当社製造本部副本部長・木構造建材部長 平成23年６月 当社取締役製造本部副本部長・木構造建材部長 平成24年１月 当社取締役製造本部副本部長 平成28年12月 当社取締役木構造建材事業本部長（現任）	9,000株
5	阿部 正義 （昭和30年２月24日生）	昭和55年７月 当社入社 平成８年４月 当社経理部長 平成14年４月 当社総務部長 平成16年４月 当社経理部長 平成25年６月 当社取締役管理本部副本部長・経理部長 平成25年10月 当社取締役管理本部副本部長・経営企画部長・経理部長 平成27年４月 当社取締役管理本部副本部長・経理部長 平成27年６月 当社取締役管理本部長・経理部長 平成28年12月 当社取締役管理本部長（現任）	45,300株
6	高光 克典 （昭和34年４月20日生）	昭和57年４月 住友商事株式会社入社 平成13年11月 Nichiha USA, Inc.へ出向　同社取締役社長 平成21年６月 三井住商建材株式会社へ出向 同社代表取締役社長 平成25年７月 住友商事株式会社生活資材本部木材資源事業部長 平成26年６月 当社取締役（現任） 平成27年４月 住友商事株式会社生活資材・不動産本部長補佐 兼 生活資材事業推進部長（現任）	－

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
7	やまきた こうすけ 山北耕介 (昭和40年10月５日生)	平成元年４月　住友商事株式会社入社 平成15年10月　同社生活資材本部木材建材部課長 平成16年４月　当社へ出向　顧問 平成16年６月　当社取締役管理統括・経営企画室管掌 平成17年１月　当社取締役業務管理担当・ＯＥＭ営業部担当補佐・プレカット部長 平成18年６月　当社取締役退任 平成18年７月　住友商事株式会社生活資材本部木材資源事業部部長付 平成27年４月　同社生活資材・不動産本部木材資源事業部長（現任） 平成27年６月　当社取締役（現任）	－
8	にしがき たかふみ 西垣貴文 (昭和54年10月３日生)	平成15年４月　住友電気工業株式会社入社 平成20年９月　西垣林業株式会社入社 平成22年３月　同社執行役員 平成23年３月　同社取締役舞鶴事業所営業部担当 兼 部長 平成24年３月　同社取締役総務部担当 兼 部長 平成26年３月　同社常務取締役 平成28年３月　同社代表取締役専務中部地区統括・名古屋本社市売部担当（現任） 平成28年６月　当社取締役（現任）	－

（注）１.当社と各取締役候補者との間には、特別の利害関係はありません。

２.高光克典氏および西垣貴文氏は社外取締役候補者であります。

３.社外取締役候補者の選任理由および社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由等

高光克典氏は住友商事株式会社の生活資材･不動産本部長補佐 兼 生活資材事業推進部長として木材事業に関する有識者であること、および住友商事株式会社の関連会社において社長を歴任しており、その経験と見識を当社の経営全般に反映していただくために社外取締役候補者とするものであります。また同氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって３年になります。なお、住友商事株式会社は当社の株式を保有（3,044,100株、議決権所有割合20.6％）しておりますが、直接的な取引高は僅少であり、一般株主と利益相反するおそれがないものと判断しております。なお、当社は同氏を、株式会社東京証券取引

所および株式会社名古屋証券取引所が定める独立役員として両証券取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員に指定する予定であります。

西垣貴文氏は西垣林業株式会社の代表取締役専務として会社経営に携わられるとともに木材事業に関する有識者であり、その幅広い経験と高い見識を当社の経営全般に反映していただくために、社外取締役候補者とするものであります。また同氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって１年になります。なお、西垣林業株式会社は当社の株式を保有(2,068,220株、議決権所有割合14%)しておりますが、直接的な取引高は僅少であり、一般株主と利益相反するおそれがないものと判断しております。なお、当社は同氏を、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所が定める独立役員として両証券取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員に指定する予定であります。

４.責任限定契約について

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。これにより本議案が承認された場合、当社は高光克典、山北耕介および西垣貴文の各氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第４号議案　補欠監査役２名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役２名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役が就任する順位につきましては、後藤保明氏を第１順位とし、野口洋高氏を第２順位といたします。ただし、後藤保明氏は社外監査役の要件を満たしておりませんので、社外監査役が欠けた場合の補欠者は野口洋高氏となります。

なお、この補欠監査役の選任が効力を有する期間は、次期定時株主総会の開始の時までではありますが、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	ごとう　やすあき 後藤　保明 （昭和24年９月13日生）	昭和52年11月　当社入社 平成４年12月　当社取締役総務部長 平成８年10月　当社取締役生産管理部長 平成11年４月　当社取締役構造建材部長 平成14年７月　当社取締役和室建材部長 平成16年６月　当社参与 平成20年６月　当社内部監査室長 平成24年４月　当社内部監査室参与（現任）	11,000株
2	のぐち　ひろたか 野口　洋高 （昭和50年５月12日生）	平成19年９月　弁護士登録　窪田法律特許事務所入所 平成20年１月　ホーガン・ロヴェルズ法律事務所外国法共同事業 平成27年６月　串田法律事務所入所（現任）	―

（注）１.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２.野口洋高氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３.補欠の社外監査役候補者の選任理由および社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由

野口洋高氏は弁護士であり、有識者として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

４．補欠監査役との責任限定契約について

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。これにより後藤保明および野口洋高の両氏が監査役に就任した場合、当社は両氏との間で当該契約を締結する予定であります。

以上

定時株主総会会場のご案内図

会　場　　岐阜県美濃加茂市太田町2565番地の１
シティホテル美濃加茂５階 黄心樹（おがたま）の間
電話（0574）27－1122

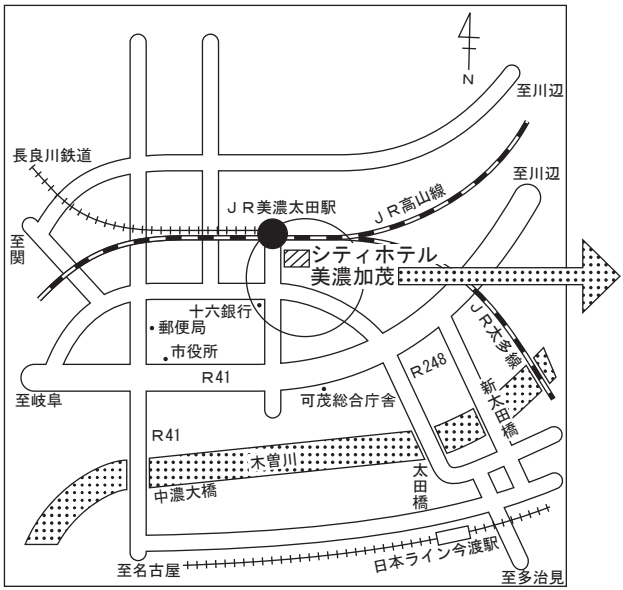

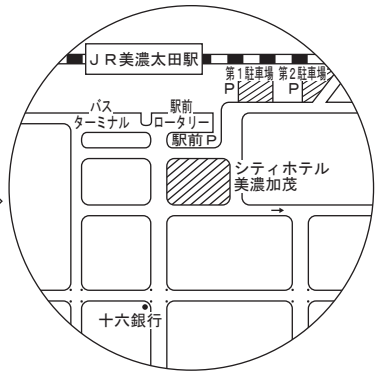

〔もよりの駅よりの所要時間〕

名古屋駅	ＪＲ（ワイドビュー）ひだで40分	車で50分
岐阜駅	ＪＲ高山線で40分	車で40分
郡上八幡駅	長良川鉄道で80分	車で60分
多治見駅	ＪＲ太多線で30分	車で40分
高山駅	ＪＲ高山線で120分	車で150分